

風邪・インフルエンザの流行を防ぐために
せきがある人のエチケット

せきやくしゃみをす
るときはハンカチや
ティッシュで口と鼻
を覆いましょう

せきやくしゃみなど
の症状がある方はマ
スクをしましょう

つばや鼻水が手に付
いたら手を洗いま
しょう

人込みへの外出を控
えましょう





問
合
せ

保健センター

TEL 557-5072

新
型
イ
ン
フ
ル
エ
ン
ザ
発
熱
相
談
セ
ン
タ
ー

▼平日 午前9時～午後5時
西多摩保健所 TEL 0428 (22) 6141

▼平日の夜間、休日、祝日
都庁 TEL 03 (5320) 4509

生活安定応援事業

町では、安定した生活を目指す方に、就労支援を中心とした生活相談の窓口を開設しています。この窓口では、次の事業の相談を受け付けるとともに、一定の要件を満たした方には資金の貸し付けを行います。

事業ごとに個別要件がありますので、詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください。

生活安定応援事業の共通要件

①世帯の生計中心者であること

ただし、年金受給者と同居や世帯主が病気等の理由により他の者が働く必要がある場合、状況により世帯の生計中心者(となるべき方)を判断します。また、DV被害者の場合は対象となります。

②都内に引き続き1年以上在住していること

③単身世帯は、課税所得が年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること

ただし、賃貸物件に居住の場合、収入から一定額を減額できます。また、現在失業等により明らかに前年度よりも収入が激減している場合も対象となります。

④預貯金等資産の保有額が600万円以下であること

⑤土地・建物を保有していないこと

ただし、居住用の宅地や山林、田畑等については、「土地・建物」所有とみなしません。

⑥生活保護受給世帯主または構成員でないこと

就職チャレンジ支援事業

職業訓練の機会を提供し、より安定した就業に向けてサポートする事業です。

対 象 65歳未満の方

※職業訓練受講中は、受講奨励金(月額約15万円)が支給されます。

職業訓練・就職のための講座の紹介(東京都が指定したもの)

さまざまな仕事に役立つ講座を紹介します。

生活サポート特別貸付事業

生活資金無利子貸付

指定職業訓練等の受講が決定した方に対し、受講奨励金が支給されるまでの間、60万円を限度額として、生活資金を無利子で貸し付けする事業です。

就職等一時金無利子貸付

指定職業訓練等の受講修了者で、就職が内定した方に対して、転居資金や就職支度金など必要な費用を50万円を限度として貸し付けする事業です。

チャレンジ支援貸付

学習塾等受講料貸付金

中学3年生、高校3年生を養育する方に、学習塾等の費用を無利子で貸し付けする事業です。

貸付限度額 中学3年生…15万円、高校3年生…20万円

大学受験料貸付金

貸し付け対象の大学等(短期大学、専修学校、各種学校を含みます)受験料を無利子で貸し付けする事業です。

貸付限度額 10万5,000円(3万5,000円×3校)

問合せ 社会福祉協議会 TEL 557-0159

地域に安全を

家具転倒防止器具等助成事業

家具転倒防止器具を無償で支給します

町では、震災時の家具などの転倒による人的被害を最小限に抑えることを目的として、家具転倒防止器具助成事業を実施します。

※器具の支給は先着順とし、今年度の予定数に達した時点で受付を終了します。

※この事業は、平成21年度から23年度の3年間で行います。

対象世帯

町内に住所があり、住居に家具転倒防止器具を設置しようとする世帯

支給内容

家具の転倒を防止するための突っ張り棒や耐震金具等を無償で支給します。

※支給器具や支給の上限については、地域振興課、武蔵野・元狹山コミュニティセンターにある「パンフレット」および「家具転倒防止器具等支給申請書」をご覧ください。なお、支給は一世帯につき1回限りです。

申込み

6月10日(水)から9月30日(水)までに支給申請書に必要事項を記入し、直接地域振興課地域安全係へお申し込みください。

※突っ張り棒の支給を希望される方は、家具と天井の間の寸法をご確認の上、お申し込みください。

※申請内容の審査を行い、支給の可否を決定し通知します。支給決定後、器具を自宅へお届けします。

器具の取付

次の世帯には、支給する器具の取り付けも無償で行います。

(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯

(2) 要介護認定を受けている方のいる世帯

(3) 身体障害者手帳をお持ちの方のいる世帯

(4) 愛の手帳または療育手帳をお持ちの方のいる世帯

(5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯

(6) 難病医療費助成を受けている方のいる世帯

※申請書を受け付け後、町指定業者がご自宅に伺い、器具の取り付け調査および取り付けを行います。

その他

地震の規模や家屋の状況によっては効果が得られない場合があります。

問合せ 地域振興課 TEL 557-7610

支給器具の例



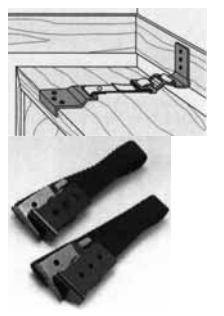
▲突っ張り棒



▲補助板



▲家具転倒防止板



▲ベルト式耐震金具

瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充について

昨年秋以降の急速な経済の悪化を受け、町の緊急経済対策として、瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん制度を表の通り拡充しましたので、ぜひご活用ください。

この融資あっせんを受けた方には、利子補給および保証料の補助も併せて行っています。

問合せ

▶産業振興課 TEL 557-7633

▶商工会 TEL 557-3389

瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん制度

		変更前	変更後
運転資金	限度額	300万円	1,000万円
	返済期間	3年	7年
	据置期間	3カ月	6カ月
設備資金	限度額	500万円	2,000万円
	返済期間	5年	10年
	据置期間	6カ月	6カ月
開業資金	限度額	500万円	1,000万円
	返済期間	5年	7年
	据置期間	6カ月	6カ月
併用資金	限度額	500万円	3,000万円
	返済期間	5年	運転資金と設備資金の借入額の割合の大きい期間とする
	据置期間	6カ月	6カ月
対象者		「資金融資の対象は、資本金若しくは出資金の総額が1,000万円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が30人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては10人)以下」	「資金融資の対象は、資本金若しくは出資金の総額が1億円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が50人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては20人)以下」

7

広報みずほ 平成21年6月号

広報みずほ 平成21年6月号

6

平成20年度西多摩衛生組合 ダイオキシン類測定結果

基準値を下回っています

◆環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果 (単位:ng-TEQ/m³)

採取日 場 所	平成20年						平成21年			
	4月28日	5月19日	6月25日	10月17日	11月19日	12月8日	1月15日	1月29日	1月30日	3月9日
1号炉	—	—	0.025	0.023	—	—	0.00081	—	—	0.0013
2号炉	—	0.0013	—	—	—	0.0012	—	—	—	—
3号炉	0.024	—	—	—	0.022	—	—	0.00014	0.0012	—

表中の※は、触媒入りバグフィルター導入後の測定結果
採取場所…各炉煙突排ガス採取口
法規制値…1ng-TEQ/m³(ダイオキシン類対策特別措置法)
〔単位の1ナノグラム(1ng)は、10億分の1グラムです〕
公害防止協定制値…0.5ng-TEQ/m³

問合せ 西多摩衛生組合管理課 ☎554—2409
ホームページ <http://www.nishiei.or.jp/>

西多摩衛生組合では、排ガス中のダイオキシン類低減対策として、集じん器へ触媒フィルター(触媒入りろ布)を新たに採用しました。

◆周辺環境大気ダイオキシン類測定結果 (単位:pg-TEQ/m³)

採取日 採取場所	平成20年	
	6月25日～26日	12月18日～19日
瑞穂町立第四小学校(屋上)	0.027	0.024
瑞穂町むさしの会館(地上)	0.026	0.026
羽村市立第三中学校(屋上)	0.031	0.018
羽村市立松林小学校(屋上)	0.026	0.023
羽村市あさひ公園(地上)	0.027	0.016

測定は午前0時から24時間計測
環境基準値…0.6pg-TEQ/m³(ダイオキシン類対策特別措置法)
〔単位の1ピコグラム(1pg)は、1兆分の1グラムです〕

瑞穂町内 大気環境調査の結果

測定場所 役場屋上
測定期間
▶夏季…平成20年8月19日(火)～26日(火)
▶冬季…平成21年2月3日(火)～10日(火)

問合せ 生活環境課 ☎557—0544

平成20年度に実施した「大気環境調査」の結果は表の通りです。

	環境基準	夏 季	冬 季
二酸化硫黄	0.04ppm以下	<0.001ppm	<0.001～0.002ppm
二酸化窒素	0.06ppm以下	0.009～0.017ppm	0.008～0.033ppm
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³ 以下	0.006～0.042mg/m ³	0.010～0.058mg/m ³
一酸化炭素	10ppm以下	0.2～0.4ppm	0.3～0.6ppm
オキシダント	0.06ppm以下	0.006～0.047ppm	0.011～0.035ppm
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	0.025pg-TEQ/m ³	0.040pg-TEQ/m ³

※数値は測定期間中の1日の平均値の範囲 (凡例) <: 数値未満
ダイオキシン類は年平均値

地籍調査実施のお知らせ

平成21年度は、次の地区の一筆地調査および地籍測量を予定しています。

箱根ヶ崎の一部
(一筆地調査・地籍測量)

この事業は、正確な公図(地籍図)・地籍簿を作成するために行われるもので、土地所有者の権利関係を登記制度により保護するとともに、土地に関する基礎資料として活用されます。

問合せ 管財課 ☎557—7664

調査実施区域

粗大ごみの処分はリサイクルプラザへ

ご家庭で不要となった粗大ごみを処分する場合(持ち込み、収集希望のいずれも)は、「みずほリサイクルプラザ」へお申し込みください。

なお、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)およびパソコンのほか、受け入れができない品目がありますので、詳しくは、各ご家庭に配布された「ごみの分別事典」をご覧ください。

また、事業用として使用していた物は、受け入れできません。

受入日

平日 午前9時～午後4時30分
(正午から午後1時までを除きます)
※毎月第一日曜日は、持ち込みのみ受け入れます。

申込み リサイクルプラザ粗大ごみ受付
☎557—7612



フリーマーケットの開催

皆様お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

日 時 7月5日(日) 午前9時～午後2時
場 所 みずほエコパーク管理棟前広場

○出店者募集

新たに出店(飲食物、動物は除きます)を希望される方を募集します。
※出店料は無料です。営利目的の方は出店できません。

申込期限 6月26日(金)
※今後のフリーマーケット開催月日は、9月、10月、11月、12月、3月の各月第1日曜日です。時間は、午前9時から午後2時です。
申込み・問合せ リサイクルプラザ ☎557—5364

生ごみ処理機器 購入費の一部を助成

対象者

町内に住所または事業所を有する方で、町内に生ごみ処理機器を設置される方

対象機器

電動式乾燥型、電動式バイオ型、コンポスト容器、密閉式容器など、ごみの減量と堆肥化に効果があるもの

助成額

購入費の2分の1(ただし上限4万円まで)

申請方法

領収書、保証書、印鑑をご持参の上、役場2階生活環境課へお越しください。

問合せ

生活環境課 ☎557—7706



たいひ 堆肥を引き取ります

ご家庭において、生ごみ処理機器で処理してできた堆肥を、みずほエコパークで引き取ります。堆肥は開園中に園内の係員に渡してください。

引き取った堆肥は熟成させ、園内の花壇などで利用します。



問合せ

リサイクルプラザ ☎557—5364

生ごみ減量にご協力を

生ごみは水を切ってください

生ごみは、重さで処理費用がかかります。燃やせるごみの重さは、生ごみの水分が占める割合が非常に大きいので、生ごみの腐敗や悪臭の主な原因も、生ごみに多く含まれる水分です。

水分を取り、風通しのよい状態で保管することで、悪臭を出す微生物の活動を抑えることができます。

ごみ収集車からの水分の流れ出しを防ぎ、衛生的な収集にするためにも生ごみの水切りをお願いします。

水分は次の方法で取りましょう。

- ▼野菜くず、果物の皮は水にぬらさない
- ▼お茶ガラなどは水切りをする
- ▼風通しの良いところで保管する

生ごみを堆肥にする場合も、水分を取った生ごみは良質な堆肥となります。

問合せ 生活環境課 ☎557—7706